

# 立地に対する支援策

## ■ 本社機能移転

### ■ 本社機能の移転・拡充で様々な優遇措置を受けることができます

本社機能の移転・拡充に伴う優遇措置を受けるためには、茨城県知事に対し、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を申請し、認定を受ける必要があります。

- ① 移転型事業・・・東京23区に本社があり、地方に本社機能の全部または一部を移転する場合
- ② 拡充型事業・・・東京23区以外からの本社機能の全部または一部の移転、県内での本社機能の拡充、新規創業

#### ■ 本社機能とは

「調査・企画部門」、「情報処理部門」、「研究開発部門」、「国際事業部門」、「その他管理業務部門」のいずれかを有する事務所または研究所、若しくは研修所であって重要な役割を担う事業所をいいます。業種に制約はありませんが、工場や店舗などは対象になりません。

※本社機能とは、本社のみ属するような全社的な業務だけでなく、東日本本部などのように、複数県（複数事業所）にまたがるような統括部門も含まれます。

#### ■ 認定を受けるための条件

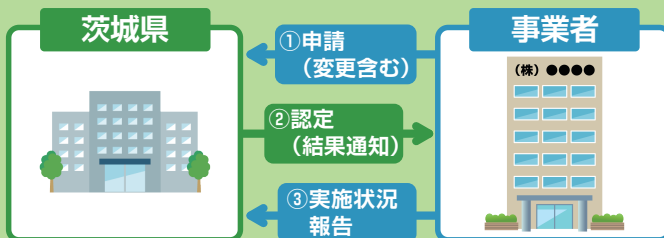
- ① 本社機能の新増設、賃貸借、用途変更をし、整備が行われていること等。
- ② 本社機能において従業員数が5人（中小企業者2人）以上増加すること（移転型事業については、過半数が東京からの移転であること\*）。
  - \* 地方事業所における新規雇用者（東京23区における従業員減少分を上限）を東京23区からの転勤者とみなす
  - \* 移転型は増加雇用者のうち、①計画期間を通じて、過半数が東京23区からの移転、又は、②事業開始年度の増加雇用者のうちの過半数が東京23区からの移転かつ計画期間を通じて1/4が東京23区からの移転者で占めること。
- ③ 円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
  - \* 中小企業者とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に定義する中小企業をいいます。

#### ■ 認定事業者が受けられる優遇措置

※以下の優遇措置の適用を受けるためには、R4.3.31までに上記施設整備計画の認定を受ける必要があります。  
※雇用促進税制とオフィス減税合わせて当期法人税額の20%が限度となり、同一年度において、雇用促進税制（基本部分）とオフィス減税の併用不可。上乗せ分については併用可。

	移転型	拡充型
	東京23区に本社があり、地方に本社機能の全部または一部を移転する場合	東京23区以外からの本社機能の全部または一部の移転、県内での本社機能の拡充、新規創業
の特例措置 オフィス減税	建物等の取得価額に対し、 ■ 特別償却 <b>25%</b> ■ 又は税額控除 <b>7%</b> <b>対象</b> 事務所・研修所等の建物、建物付属設備、構築物 <b>要件</b> 2,000万円以上（中小企業1,000万円以上）	建物等の取得価額に対し、 ■ 特別償却 <b>15%</b> ■ 又は税額控除 <b>4%</b> <b>対象</b> 事務所・研修所等の建物、建物付属設備、構築物 <b>要件</b> 2,000万円以上（中小企業1,000万円以上）
の特例措置 雇用促進税制	適用要件：(1) 特定業務施設の雇用者増加数（非正規除く）が2人以上 (2) 事業主都合の離職者なし ■ 雇用者増加数1人当たり <b>最大90万円</b> を税額控除 《最大50万円(注)＋上乗せ分40万円》 〈上乗せ分について〉 ■ 上乗せ分40万円は最大3年間継続(40万円×3年＝120万円) ただし、特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した場合、以後は不適用 ■ 特定業務施設の雇用者増加数に応じ税額控除 ■ 雇用促進税制の上乗せ分とオフィス減税は併用可	■ 雇用者増加数1人当たり <b>最大30万円(注)</b> を税額控除
	(注) 増加雇用者が転勤者の場合は減額(-10万円)。非正規の新規雇用者は対象外。法人全体の雇用者増加数が上限。	

#### ■ 申請手続き



事業者は、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を作成し、茨城県知事に申請してください。なお、当該計画を開始する前（着工前）に認定を受ける必要があります。

- 【添付書類】 ・ 定款及び登記事項証明書またはこれらに準ずるもの  
・ 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び当該事業年度末の財産目録またはこれに準ずるもの  
・ 常時雇用する従業員の数を証する書類  
・ その他参考となる事項を記載した書類

#### 【お問い合わせ先・申請先】

茨城県政策企画部計画推進課 【電話番号】 029-301-2072 【FAX番号】 029-301-2539

#### ■ 市の対象制度

- 法人市民税の課税免除（5年間）
- 固定資産税の課税免除（5年間）
- 本社機能移転等支援事業費補助金（最大3,000万円）



#### 稲敷市 産業振興課 企業誘致推進室

〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚 1570 番地 1

TEL.029-892-2000(代表) E-mail kigyuu@city.inashiki.lg.jp